

○公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（選挙人名簿の様式等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（仮投票用封筒の様式）</p> <p>第八条（略）</p> <p>（投票録、不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録の様式）</p>	<p>（選挙人名簿の様式等）</p> <p>第一条 選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>2 法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿は、当該選挙人名簿に記録されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならない。</p> <p>3 磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第十九条第一項に規定する選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>4 選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記録されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>（仮投票用封筒の様式）</p> <p>第八条 法第五十条第四項及び第五項並びに令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、別記第九号様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>（投票録、不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録の様式）</p>

第十四条 (略)

別記

第一号様式(選挙人名簿等の様式) (第一条関係)

その一

(略)

備考

1 (略)

- 2 法第27条第3項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、備考欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3～5 (略)

その二

(略)

備考

1 (略)

第十四条 投票録、不在者投票に関する調査、開票録及び選挙録は、それぞれ別記第二十四号様式から第二十七号様式までに準じて調製しなければならない。

別記

第一号様式(選挙人名簿等の様式) (第一条関係)

その一

(略)

備考

1 表示・表示の消除の欄には、それぞれの該当者について、次の事項を記載しなければならない。

(1)住所移転者については、その旨及び移転年月日並びに移転先の都道府県名

(2)選挙権及び被選挙権を停止された者については、その旨及び停止期間

- 2 法第27条第2項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、備考欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3～5 (略)

その二

(略)

備考

1 表示・表示の消除の欄には、それぞれの該当者について、次の事項を記載しなければならない。

(1)住所移転者については、その旨及び移転年月日並びに移転先の都道府県名

- 2 法第27条第3項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、備考欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3 5 (略)

第九号様式 (仮投票用封筒の様式) (第八条関係)

投票所 (共通投票所・期日前投票所) 印

備考

- 一 (略)
- 二 共通投票所印及び期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合には、共通投票所名又は期日前投票所名を記入する必要はない。
- 三 5 (略)

第二十四号様式 (投票録の様式) (第十四条関係)

その一 (略)

備考

- 1 5 9 (略)
- 10 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること

(2) 選挙権及び被選挙権を停止された者については、その旨及び停止期間

- 2 法第27条第2項の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、備考欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 3 5 (略)

第九号様式 (仮投票用封筒の様式) (第八条関係)

投票所 (期日前投票所) 印

備考

- 一 (略)
- 二 期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の期日前投票所を設けない場合には、期日前投票所名を記入する必要はない。
- 三 5 (略)

第二十四号様式 (投票録の様式) (第十四条関係)

その一 (略)

備考

- 1 5 9 (略)
- (新設)

<p>11 (略)</p> <p>その二 (別紙)</p>	<p>10 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。</p> <p>(新設)</p>
<p>その三 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 5 (略)</p> <p>6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準じる。</p> <p>第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係） (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考11に準ずる。</p>	<p>その二 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 5 (略)</p> <p>6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考10に準じる。</p> <p>第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係） (略)</p> <p>備考</p> <p>1 令第53条、第54条又は第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄又は3の欄の「備考」欄に記載すること。</p> <p>2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考10に準ずる。</p>

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>別記（投票録様式） その一 （略）</p> <p>備考 1～9（略）</p> <p>10 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱 、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には 、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載するこ と。</p> <p>11（略）</p> <p>その二 （別紙）</p> <p>その三 （略）</p>	<p>第一条 投票録、開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じてこ れを調製しなければならない。</p> <p>別記（投票録様式） その一 （略）</p> <p>備考 1～9（略）</p> <p>（新設）</p> <p>10 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要 と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては 、補助用紙を使用することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>その二 （略）</p>

<p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準じる。</p>	<p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考10に準じる。</p>
--	--

改 正 後	改 正 前
<p>（投票用紙及び投票用封筒を発送する日）</p> <p>第二十三条 令第六十五条の十一第二項に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日とする。</p> <p>一 衆議院議員の総選挙 衆議院議員の任期満了の前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日</p> <p>二 参議院議員の通常選挙 参議院議員の任期満了の前六十日に当たる日</p> <p>三 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日</p> <p>（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）</p> <p>第二十五条の二 （略）</p> <p>（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）</p> <p>第二十六条 法第三十条の三第二項に規定する指定在外選挙投票区における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その一に準じて調製しなければならない。</p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒を発送する日）</p> <p>第二十三条 令第六十五条の十一第二項に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日とする。</p> <p>一 衆議院議員の総選挙 衆議院議員の任期満了の前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日</p> <p>二 参議院議員の通常選挙 参議院議員の任期満了の前六十日に当たる日</p> <p>三 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会</p> <p>）が定める日</p> <p>（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）</p> <p>第二十五条の二 令第六十一条第四項に規定する在外選挙人の不在者投票に関する調書は、別記第十八号様式の二に準じて調製しなければならない。</p> <p>（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）</p> <p>第二十六条 法第三十条の三第二項に規定する指定在外選挙投票区における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その一に準じて調製しなければならない。</p>

<p>2 法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。</p> <p>3 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。</p>	<p>別記</p> <p>第十八号様式の二（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十五条の二関係）</p> <p>平成何年何月何日調製</p> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第19号様式その一の備考15に準ずる。</p> <p>第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）</p> <p>その一</p> <p>（略）</p> <p>備考</p>
<p>2 法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。</p>	<p>別記</p> <p>第十八号様式の二（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十五条の二関係）</p> <p>平成何年何月何日調整</p> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第19号様式その一の備考14に準ずる。</p> <p>第十九号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式）（第二十六条関係）</p> <p>その一</p> <p>（略）</p> <p>備考</p>

<p>13 (略)</p> <p>14 法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。</p> <p>15 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。</p>	<p>13 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>14 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。</p>
<p>その二 (別紙)</p>	<p>(新設)</p>
<p>その三 (略)</p> <p>備考</p> <p>13 (略)</p> <p>9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考15に準じる。</p>	<p>その二 (略)</p> <p>備考</p> <p>13 (略)</p> <p>9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考14に準じる。</p>

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則
 (平成十四年総務省令第九号) (抄) (第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(投票録、開票録及び選挙録の様式の特例) 第四条 (略)</p> <p>別記 第一号様式(投票録の様式) (第四条関係) その一 (略) 備考 1～9 (略)</p> <p>10 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。</p> <p>11 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要</p>	<p>(投票録、開票録及び選挙録の様式の特例) 第四条 法第三条の規定による投票を行う選挙においては、同条の規定による投票に係る投票録、開票録及び選挙録(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百条第四項又は同法第二百二十七条の規定により投票を行わないこととなつた場合を除く。)は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、それぞれ別記第一号様式から第三号様式までに準じて調製しなければならない。</p> <p>別記 第一号様式(投票録の様式) (第四条関係) その一 (略) 備考 1～9 (略) (新設)</p> <p>10 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要</p>

と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

(別紙)

その三

(略)

備考

1～6 (略)

7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準じる。

と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

(新設)

その二

(略)

備考

1～6 (略)

7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考10に準じる。